



Title	会社との実質的關係に鑑みた取締役責任論：会社と取締役との信認關係を基軸として
Author(s)	柳, 伸之介
Citation	大阪大学, 2005, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/45691
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	やなぎ しんのすけ 柳 伸之介
博士の専攻分野の名称	博 士 (法 学)
学 位 記 番 号	第 1 9 1 6 2 号
学 位 授 与 年 月 日	平成 17 年 3 月 25 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 1 項該当 法学研究科法学・政治学専攻
学 位 論 文 名	会社との実質的關係に鑑みた取締役責任論—会社と取締役との信認關係を基軸として—
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 吉本 健一 (副査) 教 授 末永 敏和 教 授 青竹 正一

論 文 内 容 の 要 旨

英米法における「信認」は、信託を起源としながら理論的に派生し、包摂力及び応用力のある基礎理論となっている。現代社会における信認義務は、高度に専門化及び職務分化した背景において、高度な信頼関係に基づいて付与される裁量を変数とする関数と言えるものであり、強行法規性を基礎として理解されるべきである。取締役と会社との関係においても、信認関係の濃淡を契約関係や身分関係との相関において理論的に整理することが有益である。

我が国企業は、法人としての実在性が高く、集団主義、分散シェアリング及び権限委譲という特色がある。多くの取締役は内部昇進者であり従業員と連続的階層を構成しており、その位置付けは著しく多様性を帯びる。その責任論を検討する上で、包摂力のある信認関係を基軸とすべきことを考案する。基礎的争点である、善管注意義務と忠実義務の区分においても、両者の異同に関する論争を超えて、実質的に判断する方向性に移行しつつあるが、信認義務を基礎として分析する視点とは平仄が合う。従業員や専門家の責任についても、信認関係・信認義務を基軸に分析することで説明ができるが、同一基軸の上で取締役の責任論を検討することで、取締役のみでなく広く役員及び従業員の責任を論じることができる。

平成 13 年改正で、取締役の責任は、報酬を基準として事後の総会決議又は事前の定款規定により制限できるようになった。しかし、我が国企業の実情、信認義務の強行法規性及び公的政策等いずれの観点からも疑問である。立法で一律に制限を許すのではなく、司法の役割を重視して、我が国企業の実情に照らして、公平な損害の分担という視点を維持しながら、我が国法体系に添った法解釈論を駆使して実質的責任論を構築すべきである。制御困難な風土的要素を過失相殺の基礎とし、「信認関係の程度としての裁量・権限（包括的な寄与度）」×「具体的違法行為への関与度合い（個別の寄与度）」によって算出される割合をもとに分割責任とすることを提案する。

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、わが国の会社法において、近年議論の中心的テーマとなっているコーポレート・ガバナンスの中核部分である取締役の責任のあり方を検討したものである。

わが国の取締役は多くが内部昇進者であり、その職務権限や会社組織上の位置づけは著しく多様性を帯びる。このような取締役の責任論のあり方を検討するために、筆者は、英米法における「信認」理論を基礎に、包摂力のある柔軟な義務と責任の体系化を試みている。また、ともすると取締役の責任が厳格になりすぎる点を考慮することができるよう、信認関係を取締役が有する裁量の大きさを反映した関係と捉えた上で、信認関係の程度としての裁量・権限を包括的寄与度とし、これに問題となる具体的違法行為への関与度合い（個別の寄与度）を掛けて、その責任割合を導出するという斬新な見解を提示している。

取締役の責任論は、わが国の会社法学界において、現在まさに汗牛充棟の感があるが、本論文は、英米法の信認理論を用いることにより、わが国における取締役の多様性を考慮した妥当な責任論の体系的構築を目指したもので、その意欲および全 200 頁に及ぶ詳細な議論展開は評価できる。また、包括的寄与度と個別の寄与度の積による割合的責任の考え方は、従来にない独創的なもので注目される。ただ、その具体的内容については、当然のことながら異論のあり得るところであり、今後さらなる検討が必要であろう。しかしながら、重要テーマに積極果敢に挑戦し、多くの文献を渉猟した本論文は、短期修了要件である優れた研究業績としての博士論文として十分の価値があると評価される。